

西予市長 管家 一夫
(公印省略)

調整給付金(不足額給付分)(※)支給のお知らせ



※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続は必要ありません。

支給方法	口座振込
支給日	発送後、3週間程度で給付します。
支給口座	ゆうちょ銀行 六一八 普通
支給額	10,000 円

※個人情報保護のため、口座番号の下3桁のみ表示しています。

(1) 調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)
	30,000 円	0 円	30,000 円
	注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		↓ 令和7年の所要額 (④) (上記③を1万円単位に切上げ) 30,000 円
支給額	令和7年の 所要額 (④)	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年)	調整給付金(不足額給付分) 支給額
	30,000 円	20,000 円	10,000 円

なお、下記のいずれかに該当する場合は、令和7年8月27日までに下記お問い合わせ先まで
ご連絡ください。必要書類を添付いたします。

※ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

お問い合わせ先
西予市役所 税務課
電話 0894-62-6401